



島根県報

平成25年12月20日（金）

号外 第 174 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則	（税 務 課）	2
島根県核燃料税条例施行規則等の一部を改正する規則	（ ” ）	6
島根県産業廃棄物減量税条例施行規則等の一部を改正する規則	（ ” ）	6
配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則の一部を改正する規則	（青少年家庭課）	7

公布された条例等のあらまし◇**島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第80号）

1 規則の概要

- (1) 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う様式の整備
- (2) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

平成26年1月1日から施行することとした。

◇**島根県核燃料税条例施行規則等の一部を改正する規則**（規則第81号）

1 規則の概要

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う次に掲げる規則の様式の整備

- (1) 島根県核燃料税条例施行規則（平成16年島根県規則第97号）
- (2) 島根県核燃料税条例施行規則（平成22年島根県規則第8号）

2 施行期日

平成26年1月1日から施行することとした。

◇**島根県産業廃棄物減量税条例施行規則等の一部を改正する規則**（規則第82号）

1 規則の概要

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う次に掲げる規則の様式の整備

- (1) 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（平成16年島根県規則第101号）
- (2) 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（平成22年島根県規則第10号）

2 施行期日

平成26年1月1日から施行することとした。

◇**配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則の一部を改正する規則**（規則第83号）

1 規則の概要

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成26年1月3日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第80号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第11条第4項」を「第11条第5項」に改める。

第43条第4項中「第73条の14第8項」を「第73条の14第6項」に改める。

第19号様式中「、グループ」を削る。

第20号様式その1、第20号様式その2、第27号様式その1及び第27号様式その2の裏面中「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合)の割合」を「)の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)」に改める。

第27号様式その3裏面中「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合」を「)の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」に改める。

第27号様式その4から第27号様式その6までの裏面中「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合)の割合」を「)の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)」に改める。

第27号様式その7裏面中「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合」を「)の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」に改める。

第27号様式その8及び第27号様式その9裏面中「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合)の割合」を「)の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)」に改める。

第28号様式その1裏面中「年7.3%の割合は、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行

法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合を「年14.6%の割合及び年7.3%の割合は、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超えるときは、年7.3%の割合）」に改め、「加算してください。」の次に「ただし、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合となります。」を加え、「商業手形の基準割引率が、年5.5%以下である場合は、年7.3%の割合（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合）」を「日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）が、年5.5%以下である場合は年7.3%の割合」に、「年12.775%」を「年12.775%」に改める。

第28号様式その2裏面中「年7.3%の割合は、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合を「年14.6%の割合及び年7.3%の割合は、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超えるときは、年7.3%の割合）」に改める。

第89号様式その1裏面中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合」を「）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改め、「加算してください。」の次に「ただし、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合となります。」を加え、「基準割引率が、年5.5パーセント以下である場合は、年7.3パーセントの割合（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）」を「日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）が、年5.5パーセント以下である場合は年7.3パーセントの割合」に、「年12.775パーセント」を「年12.775パーセント」に改める。

第89号様式その2裏面中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合」を「）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

第90号の3様式から第90号の5様式までの様式中「0.073（年7.3%の割合）は、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合」を「0.146（年14.6%の割合）及び0.073（年7.3%の割合）は、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、0.146（年14.6%の割合）にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、0.073（年7.3%の割合）にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超えるときは、年7.3%の割合）」に改める。

第98号様式その1中「不動産取得税申告書(家屋)」を「不動産取得申告書(家屋)」に、「登記年月日」を「登記受付年月日」に、同様式記載要領の5中「登記済権利書等」を「登記識別情報通知、登記事項証明書等」に改め、同様式の記載要領の10の(3)中「助成金」の次に「又は雇用保険法施行規則第118条の3第1項の中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」を加える。

第98号様式その2中「登記年月日」を「登記受付年月日」に、同様式記載要領の3中「登記済権利書等」を「登記識別情報通知、登記事項証明書等」に、同様式記載要領の11中「登記済権利書等」を「登記事項証明書等」に改める。

第104号様式裏面中「0.073（年7.3%の割合）は、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合」を「0.146（年14.6%の割合）及び0.073（年7.3%の割合）は、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、0.146（年14.6%の割合）にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、0.073（年7.3%の割合）にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超えるときは、年7.3%の割合）」に改める。

第111号様式中

「

受 領 書
（徴収番号）
年 月 分ゴルフ場利用税納入申告書を受領いたしました。
年 月 日 受領者 県民センター グループ 氏名 ㊞
」

を削る。

第122号様式及び第129号様式の裏面、第154号様式別紙並びに第155号様式中「0.073（年7.3%の割合）は、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合」を「0.146（年14.6%の割合）及び0.073（年7.3%の割合）は、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、0.146（年14.6%の割合）にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、0.073（年7.3%の割合）にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超えるときは、年7.3%の割合）」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県核燃料税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第81号

島根県核燃料税条例施行規則等の一部を改正する規則

(島根県核燃料税条例施行規則の一部改正)

- 第1条** 島根県核燃料税条例施行規則(平成16年島根県規則第97号)の一部を次のように改正する。

第2号様式裏面中「0.073(年7.3%の割合)は、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合」を「0.146(年14.6%の割合)及び0.073(年7.3%の割合)は、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、0.146(年14.6%の割合)にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、0.073(年7.3%の割合)にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超えるときは、年7.3%の割合)」に改める。

(島根県核燃料税条例施行規則の一部改正)

- 第2条** 島根県核燃料税条例施行規則(平成22年島根県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2号様式裏面中「0.073(年7.3%の割合)は、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合」を「0.146(年14.6%の割合)及び0.073(年7.3%の割合)は、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、0.146(年14.6%の割合)にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、0.073(年7.3%の割合)にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超えるときは、年7.3%の割合)」に改める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第82号

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則等の一部を改正する規則

(島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部改正)

第1条 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（平成16年島根県規則第101号）の一部を次のように改正する。

第17号様式裏面中「0.073（年7.3%の割合）は、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合」を「0.146（年14.6%の割合）及び0.073（年7.3%の割合）は、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、0.146（年14.6%の割合）にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、0.073（年7.3%の割合）にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超えるときは、年7.3%の割合）」に改める。

（島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部改正）

第2条 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（平成22年島根県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第17号様式裏面中「0.073（年7.3%の割合）は、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合」を「0.146（年14.6%の割合）及び0.073（年7.3%の割合）は、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、0.146（年14.6%の割合）にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、0.073（年7.3%の割合）にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超えるときは、年7.3%の割合）」に改める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第83号

配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則の一部を改正する規則

配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則（平成20年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第4条第1項の表1の項中「まくら」を「枕」に改める。

附 則

この規則は、平成26年1月3日から施行する。